

## 市民意見の募集結果

小田原市下水道条例施行規則等の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市下水道条例施行規則等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成29年10月13日（金）
意見提出期間	平成29年10月13日（金）から平成29年11月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	1

〈具体的な内容〉

(1) 文書の名称に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	施設設置基準の中にある「登記簿謄本」は「登記事項証明書」に修正したほうがよい。	A	小田原市公共下水道施設設置基準における「登記簿謄本」という表記を「登記事項証明書」に修正したいと考えます。

(2) 提出書類の押印に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	申請者が土地に地役権や地上権の登記がされていたとしても、所有者の押印が必要なのか？	D	下水道施設の設置に関しては土地所有者の押印が必要と考えます。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	小田原市公共下水道施設設置基準の管きよの埋設深さの項に浅層埋設の場合の埋設シートの設置位置を明記します。	施工上、適切な設置位置となるように説明を追記しました。
2	小田原市公共下水道施設設置基準資料編の申請書の記載例及び参考図を修正します。	申請書や図面の書き方をより明確にするため追記しました。